平成２５年（フ）第５５２４号
東京都足立区花畑２丁目16―１―304
債務者　工藤　忠之
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５２５号
東京都西東京市東伏見５丁目４―５―212
債務者　林　　大輔
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５２６号
千葉県習志野市東習志野８丁目27―４―104
債務者　竹内康次郎
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５２９号
東京都荒川区東日暮里６丁目３―４―403
債務者　鈴木美穂子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５３０号
神奈川県横浜市栄区飯島町90―６
債務者　大畑　寿之
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５３５号
東京都多摩市馬引沢２丁目８―１―102
債務者　荒田健二朗
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５４０号
東京都東村山市栄町２丁目７―15―Ｂ605
債務者　大岩　光重
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５４１号
東京都足立区南花畑４丁目11―１―409
債務者　武藤　善明
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５４２号
東京都足立区南花畑４丁目11―１―409
債務者　武藤　良子
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５４８号
神奈川県横浜市都筑区大丸４―27―602
債務者　秋葉　　聡
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５４９号
東京都北区田端１丁目18―11―201
債務者　寺島　忠行
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５５０号
東京都大田区中央６丁目30―10―402
債務者　橋本　重文
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５５１号
東京都練馬区向山４丁目９―２―202
債務者　栗原　政夫
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５５４号
神奈川県横浜市泉区中田西２丁目９―29
債務者　毛利　　馨
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５５６号
東京都豊島区池袋２丁目12―15
債務者　皆川　洋平
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５５５９号
千葉県船橋市前原東１丁目９―８
債務者　堀　　六彦
1　決定年月日時　平成25年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年７月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部